

「遺伝子組換え食品に関する品質表示基準」の改正について

遺伝子組換え大豆である「ステアリドン酸産生ダイズ MON87769 系統」については、厚生労働省へ遺伝子組換え食品の安全性審査の申請がされ、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会において食品健康影響評価が実施されているところである。

平成 23 年 11 月 29 日第 14 回食品表示部会において「これらの大豆は表示が必要な」特定遺伝子組換え農産物」に該当することから、食品安全委員会の審議状況を踏まえて、「高オレイン酸」などを記載している当該品質表示基準の別表 3 に「ステアリドン酸産生」を追加する改正案について審議願う。」旨説明を行ったことについて、食品安全委員会のパブリックコメントの開始時期を鑑み下記のとおり対応していくこととしたい。

記

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第 7 条第 1 項及び生鮮食品品質表示基準第 7 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成 12 年農林水産省告示第 517 号）別表 3 に「ステアリドン酸産生」を追加する。

(参考)

ステアリドン酸産生ダイズ

(1) 概要

遺伝子組換えを行うことにより、大豆においてステアリドン酸が産生される。ステアリドン酸は人や動物に摂取されると体内において、エイコサペンタエン酸(EPA)やドコサヘキサエン酸(DHA)に変換される脂肪酸である。また、EPA及びDHAは心血管系疾患のリスクを軽減する効果があることが知られている。

(2) 食品健康影響評価のこれまでの経緯

平成23年7月12日 厚生労働大臣が食品安全委員会委員長へ食品健康影響評価について、意見を求める

平成23年7月14日 第390回食品安全委員会

平成23年8月29日 第94回遺伝子組換え食品等専門調査会

平成24年6月27日予定 第105回遺伝子組換え食品等専門調査会